

○建築設備（昇降機を除く。）の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件（平成二十年国土交通省告示第二百八十五号）（抄）
（傍線部分は改正部分）

改正案
現行

別表第一
第一 施行規則第六条第一項並びに第六条の二第一項及び第二項の規定に基づき、換気設備、排煙設備並びに給水設備及び排水設備について国土交通大臣が定める検査の項目は、別表第一(イ)欄に掲げる項目のうち一項(九)から(十二)まで及び(十七)から(二十一)まで、別表第二(イ)欄に掲げる項目のうち一項(十八)、(十九)、(三十七)及び(三十八)並びに別表第四(イ)欄に掲げる項目のうち三項(七)とする。
第二・第三 (略)

別表第一
第一 施行規則第六条第一項並びに第六条の二第一項及び第二項の規定に基づき、換気設備、排煙設備並びに給水設備及び排水設備について国土交通大臣が定める検査の項目は、別表第一(イ)欄に掲げる項目のうち一項(九)から(十二)まで及び(十七)から(二十三)まで、別表第二(イ)欄に掲げる項目のうち一項(十八)、(十九)、(三十九)及び(四十)並びに別表第四(イ)欄に掲げる項目のうち三項(五)とする。
第二・第三 (略)

設気換きづ基に項三第は又項二第条八十二第法 一	一	項目(イ)検査	項目(ウ)検査事	項目(エ)検査方法	項目(オ)判定基準
三(一)	三(一)	備設気換械機	給気取りの外気取り及び入れ口の並びに直接開放された気口及び雨水口の設置状況	目視により確認する。	昭和三十五年政令第三十八号以下「令」という。第二百二十九条の二の六第二項第三号の規定に適合しないこと。
三(二)	三(二)	備設気換械機	給気取りの外気取り及び入れ口の並びに直接開放された気口及び雨水口の設置状況	目視又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること
三(三)	三(三)	備設気換械機	給気取りの外気取り及び入れ口の並びに直接開放された気口及び雨水口の設置状況	目視又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること

設気換きづ基に項三第は又項二第条八十二第法 一	一	項目(イ)検査	項目(ウ)検査事	項目(エ)検査方法	項目(オ)判定基準
三(一)	三(一)	備設気換械機	給気取りの外気取り及び入れ口の並びに直接開放された気口及び雨水口の設置状況	目視により確認する。	昭和三十五年政令第三十八号以下「令」という。第二百二十九条の二の六第二項第三号の規定に適合しないこと。
三(二)	三(二)	備設気換械機	給気取りの外気取り及び入れ口の並びに直接開放された気口及び雨水口の設置状況	目視又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること
三(三)	三(三)	備設気換械機	給気取りの外気取り及び入れ口の並びに直接開放された気口及び雨水口の設置状況	目視又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること

〃く除を等室理調きべるけ設を備設気換(室居たれらけ設が備)

九	八	七	六	五	四	
換気系統の 各系統の 換気量の 設備機械	換気扇に よる換気 の状況	給気機及 び排気機 の設置機 の状況	風道の材 質	風道の取 付けの状 況	排気口及 び居室内 の空気取 入れの取 付けの状 況	排気口の 設置位置
外気を取り入れられる風道 の同一断面内から五箇所を偏りなく抽出し、	目視により確認する。	目視又は触診により確認する。	目視又は触診により確認する。	目視又は触診により確認する。	目視又は触診により確認する。	図書等により確認すること。必要に応じて、気流方向を気流検知器等を用いて確認する。ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合には、当該記録により確認することとする。
令第二十条の二第一号の規定に適合しないこと。	外気の流れにより著しく換気能力が低下すること。	機器に損傷があること、取付けが著しい腐食、損傷等があること。	令第二百二十九条の二第六項第五号の規定に適合しないこと。	風道の接続部に損傷があり、空気は漏れ、取付けが堅固でないこと。	取付けが堅固でないこと、又は著しい腐食、損傷等があること。	こと。

〃く除を等室理調きべるけ設を備設気換(室居たれらけ設が備)

九	八	七	六	五	四	
換気系統の 各系統の 換気量の 設備機械	換気扇に よる換気 の状況	給気機及 び排気機 の設置機 の状況	風道の材 質	風道の取 付けの状 況	排気口及 び居室内 の空気取 入れの取 付けの状 況	排気口の 設置位置
外気を取り入れられる風道 の同一断面内から五箇所を偏りなく抽出し、	目視により確認する。	目視又は触診により確認する。	目視又は触診により確認する。	目視又は触診により確認する。	目視又は触診により確認する。	図書等により確認すること。必要に応じて、気流方向を気流検知器等を用いて確認する。ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合には、当該記録により確認することとする。
令第二十条の二第一号の規定に適合しないこと。	外気の流れにより著しく換気能力が低下すること。	機器に損傷があること、取付けが著しい腐食、損傷等があること。	令第二百二十九条の二第六項第五号の規定に適合しないこと。	風道の接続部に損傷があり、空気は漏れ、取付けが堅固でないこと。	取付けが堅固でないこと、又は著しい腐食、損傷等があること。	こと。

十	
---	--

中央空調設備の性能	(中央空調設備の性能)
各室の換気量	
<p>測定風速計を用いて風速を測定し、換気量を算出する。ただし、風速計の測定値は、換気口の同一断面内から五箇所を偏りなく抽出し、風速計を用いて平均風速を測定し、次の式により換気量を算出する。</p> $V = 3600 \cdot v \cdot A$ <p>この式において、V は、換気量（単位：m^3/h）、v は、平均風速（単位：m/s）、A は、換気口の断面積（単位：m^2）である。</p> <p>ただし、前回の検査以降、同一の方法で実施した検査の記録があること、記録の正確性を確認すること。</p>	<p>測定風速計を用いて風速を測定し、換気量を算出する。ただし、風速計の測定値は、換気口の同一断面内から五箇所を偏りなく抽出し、風速計を用いて平均風速を測定し、次の式により換気量を算出する。</p> $V = 3600 \cdot v \cdot A$ <p>この式において、V は、換気量（単位：m^3/h）、v は、平均風速（単位：m/s）、A は、換気口の断面積（単位：m^2）である。</p> <p>ただし、前回の検査以降、同一の方法で実施した検査の記録があること、記録の正確性を確認すること。</p>
<p>令第20条の2第1号の規定に適合しないこと。</p>	<p>令第20条の2第1号の規定に適合しないこと。</p>

十	
機械換気設備	(中央空調設備の性能)
各室の換気量	
<p>測定風速計を用いて風速を測定し、換気量を算出する。ただし、風速計の測定値は、換気口の同一断面内から五箇所を偏りなく抽出し、風速計を用いて平均風速を測定し、次の式により換気量を算出する。</p> $V = 3600 \cdot v \cdot A$ <p>この式において、V は、換気量（単位：m^3/h）、v は、平均風速（単位：m/s）、A は、換気口の断面積（単位：m^2）である。</p> <p>ただし、前回の検査以降、同一の方法で実施した検査の記録があること、記録の正確性を確認すること。</p>	<p>測定風速計を用いて風速を測定し、換気量を算出する。ただし、風速計の測定値は、換気口の同一断面内から五箇所を偏りなく抽出し、風速計を用いて平均風速を測定し、次の式により換気量を算出する。</p> $V = 3600 \cdot v \cdot A$ <p>この式において、V は、換気量（単位：m^3/h）、v は、平均風速（単位：m/s）、A は、換気口の断面積（単位：m^2）である。</p> <p>ただし、前回の検査以降、同一の方法で実施した検査の記録があること、記録の正確性を確認すること。</p>
<p>令第20条の2第1号の規定に適合しないこと。</p>	<p>令第20条の2第1号の規定に適合しないこと。</p>

二酸化炭素含有率又は
 還気と外気の二酸化炭
 素含有率の差を、検知管
 法又はこれと同等以上の
 の測定方法により確認
 する。

$$V = 3600 \cdot v \cdot AC$$

この式において、 V
 は、 v 、 A 及び C は、 V
 それぞれ次の数値を、
 表すものとす。

V 換気量(単位
 時間につき立方
 メートル)
 v 平均風速(単位
 秒につきメー
 トル)
 A 給気口断面積(平
 方メートル)
 C 次の式により計
 算した換気量に
 対し、
 算した外気量と
 (還気量)の混合
 比を、
 換気率を乗じ
 て算出する数値)

$C = \frac{V_2}{V_1}$

この式において、 V_1
 及び V_2 は、そ
 れぞれ次の数
 値を表す。

V_1 送風機設備
 の送風量(単位
 時間につき立
 方メートル)

V_2 空気調和設備
 への取り入れ
 量(単位時間
 につき立方
 メートル)

ただし、前回の検査以

二酸化炭素含有率の
 差を検知管法又はこ
 れと同等以上の測定
 方法により確認した
 場合にあつては、還
 気中の二酸化炭素含
 有率が百万分の千を
 超えていること又は還
 気と外気の二酸化炭
 素含有率の差が百万
 分の六百五十を超え
 ていること。

設備を
 含む。

性能の

二酸化炭素含有率又は
 還気と外気の二酸化炭
 素含有率の差を、検知管
 法又はこれと同等以上の
 の測定方法により確認
 する。

$$V = 3600 \cdot v \cdot AC$$

この式において、 V
 は、 v 、 A 及び C は、 V
 それぞれ次の数値を、
 表すものとす。

V 排気量(単位
 時間につき立方
 メートル)
 v 平均風速(単位
 秒につきメー
 トル)
 A 給気口断面積(平
 方メートル)
 C 次の式により計
 算した換気量に
 対し、
 算した外気量と
 (還気量)の混合
 比を、
 換気率を乗じ
 て算出する数値)

$C = \frac{V_2}{V_1}$

この式において、 V_1
 及び V_2 は、そ
 れぞれ次の数
 値を表す。

V_1 送風機設備
 の送風量(単位
 時間につき立
 方メートル)

V_2 空気調和設備
 への取り入れ
 量(単位時間
 につき立方
 メートル)

ただし、前回の検査以

～七十二～	～七十二～	～九十～	～八十～	～七十～
能の設調空 性備和気				
含酸各 有化室 率炭の二 素	含酸各 有化室 率炭の一 素	量遊各 粉室 じの浮	対各 湿室 度の相	度各 室の 温
記方回測て居 録法の定ガ室 がで検スの中 あ実査る。検中央 る施以。知付 場し降た管近 合たにだ等近 に検同しにに あ査等、よお っのの前りい	。確て記方回測て居 認は録法の定ガ室 す、がで検スの中 る当あ実査る。検中央 こ該る施以。知付 と記場し降た管近 で録合たにだ等近 足にに検同しにに りよあ査等、よお りっのの前りい	す、がで検すて居 る当あ実査る。粉室 こ該る施以。じの と記場し降たん中央 で録合たにだ計中央 りよあ査等、よ近 りっのの前りに 。確て記方回測お 認は録法の定い	る当あ実査るて居 こ該る施以。湿室 と記場し降た度の で録合たにだ計中央 足にに検同しにに りよあ査等、よ近 りっのの前りに 。確て記方回測に 認は録法の定お す、がで検すい	る当あ実査るて居 こ該る施以。温室 と記場し降た度の で録合たにだ計中央 足にに検同しにに りよあ査等、よ近 りっのの前りに 。確て記方回測に 認は録法の定お す、がで検すい
ないの令 項六第百二 この第三十 規定に九条 適合し(二 三)	ないの令 項六第百二 この第三十 規定に九条 適合し(二 二)	ないの令 項六第百二 この第三十 規定に九条 適合し(一 二)	ないの令 項六第百二 この第三十 規定に九条 適合し(五 二)	ないの令 項六第百二 この第三十 規定に九条 適合し(四 二)

～七十二～	～七十二～	～九十～	～八十～	～七十～
備設和調気空の式方理管央中				
能の設調空 性備和気				
含酸各 有化室 率炭の二 素	含酸各 有化室 率炭の一 素	量遊各 粉室 じの浮	対各 湿室 度の相	度各 室の 温
記方回測て居 録法の定ガ室 がで検スの中 あ実査る。検中央 る施以。知付 場し降た管近 合たにだ等近 に検同しにに あ査等、よお っのの前りい	。確て記方回測て居 認は録法の定ガ室 す、がで検スの中 る当あ実査る。検中央 こ該る施以。知付 と記場し降た管近 で録合たにだ等近 足にに検同しにに りよあ査等、よお りっのの前りい	す、がで検すて居 る当あ実査る。粉室 こ該る施以。じの と記場し降たん中央 で録合たにだ計中央 りよあ査等、よ近 りっのの前りに 。確て記方回測お 認は録法の定い	る当あ実査るて居 こ該る施以。湿室 と記場し降た度の で録合たにだ計中央 足にに検同しにに りよあ査等、よ近 りっのの前りに 。確て記方回測に 認は録法の定お す、がで検すい	る当あ実査るて居 こ該る施以。温室 と記場し降た度の で録合たにだ計中央 足にに検同しにに りよあ査等、よ近 りっのの前りに 。確て記方回測に 認は録法の定お す、がで検すい
ないの令 項六第百二 この第三十 規定に九条 適合し(三 二)	ないの令 項六第百二 この第三十 規定に九条 適合し(二 二)	ないの令 項六第百二 この第三十 規定に九条 適合し(一 二)	ないの令 項六第百二 この第三十 規定に九条 適合し(五 二)	ないの令 項六第百二 この第三十 規定に九条 適合し(四 二)

等室理調きべるけ設を備設気換 二					
（三）		（二）		（一）	
<p style="text-align: center;">設備及気自然 備換び設 気機備換</p>					
さ突下排排排給給 の及気気気気 大びフ筒口筒口 き煙！	け突下排排排 のの及気気気 状取びフ筒筒筒 況付煙！	突下排排排 の及気気筒 材びフ筒筒筒 質煙！	(削除)	流各 室の気	
目視により確認すると 鋼製巻尺等により測定 す。	目視又は触診により確 認する。	目視又は触診により確 認する。	(削除)	居室の中央付近におい て風速計により測定す る。ただし、前回の検 査以降に同等の方法で 実施した検査の記録が ある場合にあっては、 当該記録により確認す ることである。	ては、当該記録により 確認することであり
令第二十條の三第二 項第一号イ(3)、(4)、 第六項又は第七項の規 定に適合しないこと。	取付けが堅固でない こと、又は著しい腐食 、損傷等があること	不燃材でないこと。	(削除)	令第二十條の表(六) の六第三項の規定に 適合しないこと。	

等室理調きべるけ設を備設気換 二					
（三）		（二）		（一）	
<p style="text-align: center;">設備及気自然 備換び設 気機備換</p>					
さ突下排排排給給 の及気気気気 大びフ筒口筒口 き煙！	け突下排排排 のの及気気気 状取びフ筒筒筒 況付煙！	突下排排排 の及気気筒 材びフ筒筒筒 質煙！	ののし吹各 状分空室 況配気出の	流各 室の気	
目視により確認すると 鋼製巻尺等により測定 す。	目視又は触診により確 認する。	目視又は触診により確 認する。	気流検知器等を用い て目視により確認す る。ただし、前回の 検査以降に同等の方 法で実施した検査の 記録がある場合に あっては、当該記録に より確認すること である。	居室の中央付近におい て風速計により測定す る。ただし、前回の検 査以降に同等の方法で 実施した検査の記録が ある場合にあっては、 当該記録により確認す ることである。	ては、当該記録により 確認することであり
令第二十條の三第二 項第一号イ(3)、(4)、 第六項又は第七項の規 定に適合しないこと。	取付けが堅固でない こと、又は著しい腐食 、損傷等があること	不燃材でないこと。	著しく局部的な空 気の流れが生じて いること。	令第二十條の表(六) の六第三項の規定に 適合しないこと。	

～九～	～八～	～七～	～六～	～五～	～四～
自然換気設備					
煙突の先端の立ちのり密閉状況の燃焼器具を除く	煙突等のダクト等の設置状況	煙突等のダクト等の設置状況	煙突等のダクト等の設置状況	煙突等のダクト等の設置状況	煙突等のダクト等の設置状況
目視又は触診により確認すること	目視又は触診により確認すること	目視又は触診により確認すること	目視又は触診により確認すること	目視又は触診により確認すること	目視又は触診により確認すること
鋼製巻尺等により測定	鋼製巻尺等により測定	鋼製巻尺等により測定	鋼製巻尺等により測定	鋼製巻尺等により測定	鋼製巻尺等により測定
令第百十五号第一項の規定に適合しないこと	昭和四十五年建設省告示第四百二十六号第四号の規定に適合しないこと	昭和四十五年建設省告示第四百二十六号第四号の規定に適合しないこと	令第百十五号第一項の規定に適合しないこと	鳥の巣等により給排気が妨げられていること	令第百十五号第一項の規定に適合しないこと

～九～	～八～	～七～	～六～	～五～	～四～
自然換気設備					
煙突の先端の立ちのり密閉状況の燃焼器具を除く	煙突等のダクト等の設置状況	煙突等のダクト等の設置状況	煙突等のダクト等の設置状況	煙突等のダクト等の設置状況	煙突等のダクト等の設置状況
目視又は触診により確認すること	目視又は触診により確認すること	目視又は触診により確認すること	目視又は触診により確認すること	目視又は触診により確認すること	目視又は触診により確認すること
鋼製巻尺等により測定	鋼製巻尺等により測定	鋼製巻尺等により測定	鋼製巻尺等により測定	鋼製巻尺等により測定	鋼製巻尺等により測定
令第百十五号第一項の規定に適合しないこと	昭和四十五年建設省告示第四百二十六号第四号の規定に適合しないこと	昭和四十五年建設省告示第四百二十六号第四号の規定に適合しないこと	令第百十五号第一項の規定に適合しないこと	鳥の巣等により給排気が妨げられていること	令第百十五号第一項の規定に適合しないこと

		㊦㊧㊨	㊦㊧㊨	㊦㊧㊨	㊦㊧㊨
機械換気設備					
機械換気設備の換気	換気扇による換気状況	給気機又は排気機の設置状況	目視又は触診により確認すること。	目視により確認する。	煙突に連結した排気筒及び瞬間湯沸器等の状況
排出口の同一断面内から五箇所を偏りなく抽出し、風速計を用いて風速を測定し、次の式で算出する。	目視により確認する。	目視又は触診により確認すること。	昭和三十九年建設省告示第四八二六号に適合しないこと。	昭和三十九年建設省告示第四八二六号に適合しないこと。	昭和三十九年建設省告示第四八二六号に適合しないこと。
$V = 3600 \cdot v \cdot A$ この式において、 V は、それぞれ次の数値を表すものとする。 V 換気量 (単位: 立方メートル) v 平均風速 (単位: メートル毎分) A 開口断面積 (単位: 平方メートル)	目視により確認する。	機器に損傷があること、取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。	外気の流れにより著しく換気能力が低下すること。	昭和三十九年建設省告示第四八二六号に適合しないこと。	昭和三十九年建設省告示第四八二六号に適合しないこと。

		㊦㊧㊨	㊦㊧㊨	㊦㊧㊨	㊦㊧㊨
機械換気設備					
機械換気設備の換気	換気扇による換気状況	給気機又は排気機の設置状況	目視により確認する	目視により確認する	排気筒に設置した防ダレンパの状況
排出口の同一断面内から五箇所を偏りなく抽出し、風速計を用いて風速を測定し、次の式で算出する。	(新規)	(新規)	昭和三十九年建設省告示第四八二六号に適合しないこと。	昭和三十九年建設省告示第四八二六号に適合しないこと。	昭和三十九年建設省告示第四八二六号に適合しないこと。
$V = 3600 \cdot v \cdot A$ この式において、 V は、それぞれ次の数値を表すものとする。 V 換気量 (単位: 立方メートル) v 平均風速 (単位: メートル毎分) A 開口断面積 (単位: 平方メートル)	目視により確認する。	昭和三十九年建設省告示第四八二六号に適合しないこと。	昭和三十九年建設省告示第四八二六号に適合しないこと。	昭和三十九年建設省告示第四八二六号に適合しないこと。	昭和三十九年建設省告示第四八二六号に適合しないこと。

等室居たれらけ設が備設気換きづ基に項三第は又項二第条八十二第法 三											
八	七	六	五	四	三	二	一				
							等ン防火 バーダ				
火連 ダン 型防	状の 況措 置通 の部 の区 の床	壁防 及火 び床	ズ度 火火 のダ ン温	のに 有検 無査 口口	無検 及口 のの 大点	防火 のの 点	傷化 の及 状び 況損	動パ の火 の火 状ダ 況作	況付 け火 のの 状取	置パ の火 の火 状ダ 況設	
目視により確認するとともに、必要に応じて	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視又は触診により確認する。	目視又は触診により確認する。	目視又は触診により確認する。	目視又は触診により確認する。	目視又は触診により確認する。	目視又は触診により確認する。	目視又は触診により確認する。
煙感知器又は熱煙複合式感知器にあつて	ないこと。 示第千三百七十六号	平成十二年建設省告示第千三百七十六号	適正な溶解温度の温ヒューズを使用しないこと。	示第千三百七十六号	平成十二年建設省告示第千三百七十六号	破損又は著しい腐食があること。	防火ダンパー本体に腐食があること。	ダンパーが円滑に動作しないこと。	腐食があること。	示第千三百七十六号	平成十二年建設省告示第千三百七十六号

等室居たれらけ設が備設気換きづ基に項三第は又項二第条八十二第法 三											
八	七	六	五	四	三	二	一				
							等ン防火 バーダ				
火連 ダン 型防	状の 況措 置通 の部 の区 の床	壁防 及火 び床	ズ度 火火 のダ ン温	のに 有検 無査 口口	無検 及口 のの 大点	防火 のの 点	傷化 の及 状び 況損	動パ の火 の火 状ダ 況作	況付 け火 のの 状取	置パ の火 の火 状ダ 況設	
目視により確認するとともに、必要に応じて	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視又は触診により確認する。	目視又は触診により確認する。	目視又は触診により確認する。	目視又は触診により確認する。	目視又は触診により確認する。	目視又は触診により確認する。	目視又は触診により確認する。
煙感知器又は熱煙複合式感知器にあつて	ないこと。 示第千三百七十六号	平成十二年建設省告示第千三百七十六号	適正な溶解温度の温ヒューズを使用しないこと。	示第千三百七十六号	平成十二年建設省告示第千三百七十六号	破損又は著しい腐食があること。	防火ダンパー本体に腐食があること。	ダンパーが円滑に動作しないこと。	腐食があること。	示第千三百七十六号	平成十二年建設省告示第千三百七十六号

号二第項三第条三十二百第令 一				項目 検査
四(一)	三(二)	二(三)	一(四)	
機煙排				項目 検査
外機排 観の煙				
煙排 口の 周囲の 状況	煙排 口の 設置の 状況	排煙 風の 状況	排煙 機の 設置の 状況	項目 検査事
目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視又は触診により確認する。	(イ) 検査方法
煙の排出を妨げる障害物があること。	排出された煙の影響のおそれがあること。	接続部に破損又は変形があること。	基礎架台の取付けが堅固でないこと又は著しい腐食があること。	(ロ) 判定基準

別表第二

九(一)	
<p>連動型火災警報器の感知機能の検査方法として、発煙試験器、加熱試験器、動作確認装置等を用いて、感知器の動作を確認する。</p>	<p>感知器と連動して動作しないこと。</p>
<p>感知器の感知機能の検査方法として、発煙試験器、加熱試験器、動作確認装置等を用いて、感知器の動作を確認する。</p>	<p>感知器と連動して動作しないこと。</p>

号二第項三第条三十二百第令 一				項目 検査
四(一)	三(二)	二(三)	一(四)	
機煙排				項目 検査
外機排 観の煙				
煙排 口の 周囲の 状況	煙排 口の 設置の 状況	排煙 風の 状況	排煙 機の 設置の 状況	項目 検査事
目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視又は触診により確認する。	(イ) 検査方法
煙の排出を妨げる障害物があること。	排出された煙の影響のおそれがあること。	接続部に破損又は変形があること。	基礎架台の取付けが堅固でないこと又は著しい腐食があること。	(ロ) 判定基準

別表第二

九(一)	
<p>連動型火災警報器の感知機能の検査方法として、発煙試験器、加熱試験器、動作確認装置等を用いて、感知器の動作を確認する。</p>	<p>感知器と連動して動作しないこと。</p>
<p>感知器の感知機能の検査方法として、発煙試験器、加熱試験器、動作確認装置等を用いて、感知器の動作を確認する。</p>	<p>感知器と連動して動作しないこと。</p>

ビロ降乗は又路降昇るす定規に項三十第三の三十の条九十二百第令 `室付は又室段階るす定規に

九		八		七		六		五			
										性機排 能の煙	
排煙風量の	排煙機の	動のよる状況	予備電機の状態	電源を必要とする	状況	作動の状態	の連開排煙口の状況	置の防雨止水の状況	煙の排出された	屋外に設置	状況
煙排出口面積(単	メ ト ル) つ き 立 方 位	安全性能には影響を及ぼさ									
Q	もぞ、この	第一項	第二項	第三項	第四項	第五項	第六項	第七項	第八項	第九項	第十項
メ	のれAの式に	第一項	第二項	第三項	第四項	第五項	第六項	第七項	第八項	第九項	第十項
ト	排煙の数値を	第一項	第二項	第三項	第四項	第五項	第六項	第七項	第八項	第九項	第十項
ル	す。値は、	第一項	第二項	第三項	第四項	第五項	第六項	第七項	第八項	第九項	第十項
	風量算出する	第一項	第二項	第三項	第四項	第五項	第六項	第七項	第八項	第九項	第十項
)	風量算出する	第一項	第二項	第三項	第四項	第五項	第六項	第七項	第八項	第九項	第十項
面	風量算出する	第一項	第二項	第三項	第四項	第五項	第六項	第七項	第八項	第九項	第十項
積	風量算出する	第一項	第二項	第三項	第四項	第五項	第六項	第七項	第八項	第九項	第十項
(風量算出する	第一項	第二項	第三項	第四項	第五項	第六項	第七項	第八項	第九項	第十項
単	風量算出する	第一項	第二項	第三項	第四項	第五項	第六項	第七項	第八項	第九項	第十項
方	風量算出する	第一項	第二項	第三項	第四項	第五項	第六項	第七項	第八項	第九項	第十項
位	風量算出する	第一項	第二項	第三項	第四項	第五項	第六項	第七項	第八項	第九項	第十項

ビロ降乗は又路降昇るす定規に項三十第三の三十の条九十二百第令 `室付は又室段階るす定規に

九		八		七		六		五			
										性機排 能の煙	
排煙風量の	排煙機の	動のよる状況	予備電機の状態	電源を必要とする	状況	作動の状態	の連開排煙口の状況	置の防雨止水の状況	煙の排出された	屋外に設置	状況
煙排出口面積(単	メ ト ル) つ き 立 方 位	安全性能には影響を及ぼさ									
Q	もぞ、この	第一項	第二項	第三項	第四項	第五項	第六項	第七項	第八項	第九項	第十項
メ	のれAの式に	第一項	第二項	第三項	第四項	第五項	第六項	第七項	第八項	第九項	第十項
ト	排煙の数値を	第一項	第二項	第三項	第四項	第五項	第六項	第七項	第八項	第九項	第十項
ル	す。値は、	第一項	第二項	第三項	第四項	第五項	第六項	第七項	第八項	第九項	第十項
	風量算出する	第一項	第二項	第三項	第四項	第五項	第六項	第七項	第八項	第九項	第十項
)	風量算出する	第一項	第二項	第三項	第四項	第五項	第六項	第七項	第八項	第九項	第十項
面	風量算出する	第一項	第二項	第三項	第四項	第五項	第六項	第七項	第八項	第九項	第十項
積	風量算出する	第一項	第二項	第三項	第四項	第五項	第六項	第七項	第八項	第九項	第十項
(風量算出する	第一項	第二項	第三項	第四項	第五項	第六項	第七項	第八項	第九項	第十項
単	風量算出する	第一項	第二項	第三項	第四項	第五項	第六項	第七項	第八項	第九項	第十項
方	風量算出する	第一項	第二項	第三項	第四項	第五項	第六項	第七項	第八項	第九項	第十項
位	風量算出する	第一項	第二項	第三項	第四項	第五項	第六項	第七項	第八項	第九項	第十項

二十二(一)	一十二(一)	十二(一)	九十(一)	
道風煙排				
埋及部隠道煙の設排機 設及び蔽(風排備煙械)				
の排 状取煙 況付風 け道	況状びの排 損劣煙 傷化風 の及道	動に煙 のよ感 状る知 況作器	の態びる 状の作制 況監動御 視状及	中央 管理 室にお いて 確認
認 目視 する 又は 触診 により 確認	目 視に より 確認 する。	と記場し降た動発 で録合たにだの煙 足にに検同し状試 りよあ査等、況験 る。確て記方回確等 認は録法の認に する当あ実査より こ該る施以。作	認御中央 する及び管理 。作動室に の状お 況いて を確制	と記場し降た で録合たにだ 足にに検同しト りよあ査等、ル る。確て記方回 認は録法の検 する当あ実査 こ該る施以
しなト接 くいの続 はこ取部 破と付及 損又けび がはが吊 変堅り 形固ボ こ若で	損排 又は煙 著風 しい道 腐食に が破	放排 し煙 ない口 こと。が 連動 して開	。を制中央 確認御又管 では理室 き作室に ない動お いこ状 と況て	い ない 場 合 を 除 く。

二十二(一)	一十二(一)	十二(一)	九十(一)	
埋及部隠道煙の設排機 設及び蔽(風排備煙械)				
の排 状取煙 況付風 け道	状びの排 況損劣煙 傷化風 の及道	動に煙 のよ感 状る知 況作器	の態びる 状の作制 況監動御 視状及	中央 管理 室にお いて 確認
認 目視 する 又は 触診 により 確認	目 視に より 確認 する。	と記場し降た動発 で録合たにだの煙 足にに検同し状試 りよあ査等、況験 る。確て記方回確等 認は録法の認に する当あ実査より こ該る施以。作	。作 動の 状 況 を 確 認 す る	と記場し降た で録合たにだ 足にに検同しト りよあ査等、ル る。確て記方回 認は録法の検 する当あ実査 こ該る施以
しなト接 くいの続 はこ取部 破と付及 損又けび がはが吊 変堅り 形固ボ こ若で	損排 又は煙 著風 しい道 腐食に が破	放排 し煙 ない口 こと。が 連動 して開	。を制中央 確認御又管 では理室 き作室に ない動お いこ状 と況て	い ない 場 合 を 除 く。

〓五十二〓	〓四十二〓	〓三十二〓	〓
〓くを部 除分			
排煙風道の と可燃物 、電線等 の距離及 断熱及び 状況	防煙壁の 貫通及び 状況	排煙風道 の材質	
目視により 確認すると 、鋼製巻尺 等により測 定する。	目視により 確認する。	目視により 確認する。	
九に項一第傷断 条だ適第令項百が熱 第一合第三第百二ある材 項令なイ十号六こと欠 又第い(2)五で準条又 は百この条第用三は損 百十〓定一す第令損	な修性能かの二九たに第令 い繕能又つ規十条だ適一第 場等には、定九第し合項百 合が影全階が条の項令ない 除わを避館避適の二又第 く。れ及難安さ第一は百 てぼ安全れ、第二〓定	な修性能かの二九たに第令 い繕能又つ規十条だ適一第 場等には、定九第し合項百 合が影全階が条の項令ない 除わを避館避適の二又第 く。れ及難安さ第一は百 てぼ安全れ、第二〓定	と。

〓五十二〓	〓四十二〓	〓三十二〓	〓
〓くを部 除分			
排煙風道の と可燃物 、電線等 の距離及 断熱及び 状況	防火区画 及び防煙 壁の貫通 及び状況	排煙風道 の材質	
目視により 確認すると 、鋼製巻尺 等により測 定する。	目視により 確認する。	目視により 確認する。	
九に項一第傷断 条だ適第令項百が熱 第一合第三第百二ある材 項令なイ十号六こと欠 又第い(2)五で準条又 は百この条第用三は損 百十〓定一す第令損	な修性能かの二九たに第令 い繕能又つ規十条だ適一第 場等には、定九第し合項百 合が影全階が条の項令ない 除わを避館避適の二又第 く。れ及難安さ第一は百 てぼ安全れ、第二〓定	な修性能かの二九たに第令 い繕能又つ規十条だ適一第 場等には、定九第し合項百 合が影全階が条の項令ない 除わを避館避適の二又第 く。れ及難安さ第一は百 てぼ安全れ、第二〓定	と。

（	十三（	九十二（	八十二（	七十二（	六十二（	
						パダ防 イン火
壁及び床	ズ度バ防 ヒー火ダ ユのン ー温	のにき無 有検さ及 無査並 口び大 口口有 口口点	傷化パ防 の及ー火 状びのダ 況損劣ン	動パ防 のー火 状のダ 況作ン	況付パ防 けー火 ののダ 状取ン	
目視により確認する。	目視により確認する。		目視又は触診により確認する。	作動の状況を確認する。	目視又は触診により確認する。	
防火ダンパーと防火	て度適 いヒ正 ないユな ことズ溶 。使用解 し温 の温	い口態備 こと。をの 。設確開 。け認閉 らで及 れてきび てい検作 な査動火 る査状設 る	長天 さが井、 四壁等 十五に センチ一 の	動ダン しパー ないが こと。円 滑に作	取付けが堅固でない	な修性能かの二 い繕能又つ規九 場合等は影全階が を響館適の二 除わを避難用さ第一 く。及難安れ一 て。ほ安全 。いす全性項

（	十三（	九十二（	八十二（	七十二（	六十二（	
						パダ防 イン火
壁及び床	ズ度バ防 ヒー火ダ ユのン ー温	のにき無 有検さ及 無査並 口び大 口口有 口口点	傷化パ防 の及ー火 状びのダ 況損劣ン	動パ防 のー火 状のダ 況作ン	況付パ防 けー火 ののダ 状取ン	
目視により確認する。	目視により確認する。		目視又は触診により確認する。	作動の状況を確認する。	目視又は触診により確認する。	
防火ダンパーと防火	て度適 いヒ正 ないユな ことズ溶 。使用解 し温 の温	こと。口態備 。設確開 。け認閉 らで及 れてきび てい検作 な査動火 る査状設 る	長天 さが井、 四壁等 十五に センチ一 の	動ダン しパー ないが こと。円 滑に作	取付けが堅固である	な修性能かの二 い繕能又つ規九 場合等は影全階が を響館適の二 除わを避難用さ第一 く。及難安れ一 て。ほ安全 。いす全性項

〓三十三				〓一十三
煙排の造構な殊特				
及煙の設排造な特 び口排備煙の構殊				
及のび排 び大給煙 位置き気口 置さ口及	(削除)	(削除)	限るら分接部貫火構るに第百一火状の画の る場にす分通区造準規十十がダ況措貫防 合て設るにす画の耐定五二令ン(置通火 に)いけ部近るを防火す項条第パ防の部区	
目視により確認する。	(削除)	(削除)		
百十。定第第示平 二九たに二一第成 十条だ適号号千十二 九条し合口口四二年 条一、し又又百年建 の項令なはは三建 二又第いハハ十七設 第一は百この及七省 一第二と規及び号告	(削除)	(削除)	と被そ又くト厚区 。覆のはらルさ画 さ他鉄れ以一と れの網て上・の て不モいの五間 い燃ルな鉄ミの な材タイ板リ風 い料ルこでメ道 こで塗とつが	

〓四十三	〓三十三	〓三十三		〓一十三		
他のぞ						
及煙の設排造な特 び口排備煙の構殊						
及のび排 び大給煙 位置き気口 置さ口及	況連知 動器の の状	知 器の熱 感	火 ダ ン 防	置知 器の熱 感	連 動 型 防	限るら分接部貫火構るに第百一火状の画の る場にす分通区造準規十十がダ況措貫防 合て設るにす画の耐定五二令ン(置通火 に)いけ部近るを防火す項条第パ防の部区
目視により確認する。	目視により確認する。 とで足りる。記録により確認するこ 場合にあつては、当該 した検査の記録がある 降に同等の方法で実施 ただし、前回の検査以 動の状況を確認する。 加熱試験器等により作 動しないこと。	知 器の熱 感	知 器の熱 感	置 器の熱 感	連 動 型 防	目視により確認すると ともに、必要に応じて 鋼製捲尺等により測定 すること。
百十。定第第示平 二九たに二一第成 十条だ適号号千十二 九条し合口口四二年 条一、し又又百年建 の項令なはは三建 二又第いハハ十七設 第一は百この及七省 一第二と規及び号告		動 知 器 と 連 動 し て 作 動 し な い こ と。	昭 和 四 十 八 年 建 設 省 昭 示 第 二 千 五 百 六 十 三 号 第 二 号 口 二 の 規 定 に 適 合 し な い こ と。	昭 和 四 十 八 年 建 設 省 昭 示 第 二 千 五 百 六 十 三 号 第 二 号 口 二 の 規 定 に 適 合 し な い こ と。	と被そ又くト厚区 。覆のはらルさ画 さ他鉄れ以一と れの網て上・の て不モいの五間 い燃ルな鉄ミの な材タイ板リ風 い料ルこでメ道 こで塗とつが	

四	四十四	三十四	二十四	十四
---	-----	-----	-----	----

風気の設定排造な特 機送給備煙の構殊		くを部埋及部隠道気の設定 除分設び分蔽風給備			
と給 の気 接風 統道	の機給 状の気送 況設送 置置風	の貫防 状通煙 況措壁 置の	のの給 状取気 況付風 け道	の給 材気 質風 道	
目視により確認する。	目視又は触診により確認する。	目視により確認する。	目視又は触診により確認する。	目視により確認する。	
接続部又は変形がある、	基礎架台の取付け等が著しい腐食、損傷等があること。	性能又は影響を及ぼさない場合を除く。	接続部及び吊りボルトの取付けが変形があること。	性能又は影響を及ぼさない場合を除く。	令第二百二十六条の規定に適合しないこと。

四	六十四	五十四	四十四	三十四
---	-----	-----	-----	-----

風気の設定排造な特 機送給備煙の構殊		くを部埋及部隠道気の設定 除分設び分蔽風給備			
と給 の気 接風 統道	の機給 状の気送 況設送 置置風	況措壁及防 置のび火 の貫防区 状通煙画	のの給 状取気 況付風 け道	の給 材気 質風 道	
目視により確認する。	目視又は触診により確認する。	目視により確認する。	目視又は触診により確認する。	目視により確認する。	
接続部又は変形がある、	基礎架台の取付け等が著しい腐食、損傷等があること。	性能又は影響を及ぼさない場合を除く。	接続部及び吊りボルトの取付けが変形があること。	性能又は影響を及ぼさない場合を除く。	令第二百二十六条の規定に適合しないこと。

	八十四	七十四	六十四	五十
	能の風気の設定排造な特 性機送給備煙の構殊			観の外
(削除)	状電機給要電源 況作源の気煙とを必 動に予送設する	況作 動の 状	状動開排 況起放煙 動と口 の連の	の 状 況
(削除)	状予備 況電源 を確認 する。	聴診 又は 触診 により 確認	。作 動の 状 況 を 確 認 す る	
(削除)	予備 電源 により 作動 しない こと。	動常動送 がある音機風 又は又は機 異風送運 常機時 な機にの電 振異電	合が影全階が条一、し第二令 を行響館避適の項令な第二第 を除わを避難用二又は第百二 く。れ及難安さ第一第二十九た てぼ安全、項百十九た九第 いす全性能かの二九た九第 な修性能又つ規十条だ九第 い繕能又つ規十条だ九第 場等には、定九第	こ と。

	十五	十五	九十四	八十四	七十
	能の風気の設定排造な特 性機送給備煙の構殊			観の外	
	風機給 量の気送 排煙風	状電機給排要電源 況作源の気煙とを必 動に予送設する	況作 動の 状	状動開排 況起放煙 動と口 の連の	の 状 況
	排煙口の同一断面内か ら五箇所を偏りなく抽 出し、風速計を用いて 一点につき三十秒以上 連続して風速を測定し 、次の式により排煙風 量を算出する。 $Q = 60AV_m$ この式において、 Q 、 A 及び V_m は、それ ぞれ次の数値を表す	予備 電源 により 作動 の確認 する。	聴診 又は 触診 により 確認	。作 動の 状 況 を 確 認 す る	
	令第二百二十六条の三 第二項の規定に適合 しないこと。ただし 、令第二百二十九条第 一項又は第二百二十九 条の二第一項の規定 が適用され、かつ、 階避難安全性能又は 全館避難安全性能に 影響を及ぼす修繕等 が行われていない場	予備 電源 により 作動 しない こと。	常音機風 又は又は機 異風送運 常機時 な機にの電 振異電	合が影全階が条一、し第二令 を行響館避適の項令な第二第 を除わを避難用二又は第百二 く。れ及難安さ第一第二十九た てぼ安全、項百十九た九第 いす全性能かの二九た九第 な修性能又つ規十条だ九第 い繕能又つ規十条だ九第 場等には、定九第	こ と。

〓〓〓〓				
〓〓〓〓				
〓〓〓〓				
〓〓〓〓				
特殊な構造の煙設備送風の吸入口				
設置状況	屋外に設置された雨水防止口等の状況	周囲の状況	吸入口の設置位置	特殊な構造の煙設備の設置位置
目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	中央管理室において確認する。制御状況及び動作の監視状況。
浸入できない雨水等を排出すること。	周囲に給気を妨げる障害物があること。	排煙設備の煙排出口部又は近接して開口部を有する位置に設置されることがあること。	排煙設備の煙排出口部又は近接して開口部を有する位置に設置されることがあること。	中央管理室において確認できないこと。

〓〓〓〓				
〓〓〓〓				
〓〓〓〓				
〓〓〓〓				
特殊な構造の煙設備送風の吸入口				
設置状況	屋外に設置された雨水防止口等の状況	周囲の状況	吸入口の設置位置	特殊な構造の煙設備の設置位置
目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	中央管理室において確認する。動作の状況を確認する。
浸入できない雨水等を排出すること。	周囲に給気を妨げる障害物があること。	排煙設備の煙排出口部又は近接して開口部を有する位置に設置されることがあること。	排煙設備の煙排出口部又は近接して開口部を有する位置に設置されることがあること。	中央管理室において確認できないこと。

三の三十の条九十二百第令 `室付は又室段階るす定規に号二第項三第条三十二百第令 二				
（五）		（四）		（三）
備設煙排防圧加				
給口るに口は降しベ用び付室の難特 気及排設ビ乗路のしエ非室又階階別 口び煙けし降又昇タレ常及は段段避				
の排煙風道の材質	の排煙風道の取付け状況	の排煙風道の劣化及び損傷の状況	周囲の状況	排煙機、排煙口の状況
目視により確認する。	目視又は触診により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	作動の状況を確認する。
不燃材料で造られていないこと。ただし、令第百二十九条第一項又は第百二十九条第二項の規定が適用され、かつ、階避難安全性又は全館避難安全性に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合	接続部及び吊りボルトの取付けが堅固でないこと又は変形若しくは破損があること。	排煙風道に変形、破損又は著しい腐食があること。	周囲に給気を妨げる障害物があること。	連動して作動しないこと。

三の三十の条九十二百第令 `室付は又室段階るす定規に号二第項三第条三十二百第令 二				
給口るに口は降しベ用び付室の難特 気及排設ビ乗路のしエ非室又階階別 口び煙けし降又昇タレ常及は段段避				
			周囲の状況	排煙機、排煙口の状況
			目視により確認する。	作動の状況を確認する。
			周囲に給気を妨げる障害物があること。	連動して作動しないこと。

第三十項に規定する昇降又は乗降ピロ

給気	給気口の状態	給気口の性能	給気口の状態	給気口の状態	給気口の状態	給気口の状態	給気口の状態	給気口の状態
給気風道	給気口の状態	給気口の状態	給気口の状態	給気口の状態	給気口の状態	給気口の状態	給気口の状態	給気口の状態
目視により確認する。	目視又は聴診により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。
給気風道に変形、破	開放時に気流により閉鎖すること又は著しい振動があること	手動開放装置と連動して給気口が開放していないこと。	給気口の状態	給気口の状態	給気口の状態	給気口の状態	給気口の状態	給気口の状態

第三十項に規定する昇降又は乗降ピロ

(新規)	(新規)	(新規)		(新規)	(新規)	(新規)	(新規)	(新規)

七十一		六十一		五十一		四十一		三十一	
性能	送風の状況								
送風機の動作状況									
送風機の動作状況を確認する。									
平成二十八年国土交通省告示第六百九十六号第五号イ(5)の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能									
(新規)									

七廿二〇 六廿二〇 五廿二〇 四廿二〇

<p>空気逃しの状況</p>	<p>空気逃しの状況</p>	<p>空気逃しの状況</p>	<p>遮煙開口の性能</p>
<p>目視により確認する。</p>	<p>目視により確認する。</p>	<p>目視により確認する。</p>	<p>加圧防排煙設備を作動させた状態で遮煙開口部の開口幅を四十七センチメートル開放し、同一断面内から九箇所を偏りなく抽出し、風速計を用いて一点につき三十秒以上継続して風速を測定する。ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することとする。</p>
<p>取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。</p>	<p>周囲に空気の流れを妨げる障害物があること。</p>	<p>平成二十八年国土交通省告示第六百九十九号第一項又は第二百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ、階避難安全性又は全館避難安全性に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。</p>	<p>平成二十八年国土交通省告示第六百九十九号第五号ハの規定に適合しないこと。ただし、令第二百二十九条第一項又は第二百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ、階避難安全性又は全館避難安全性に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。</p>

七廿二〇 六廿二〇 五廿二〇 四廿二〇

<p>(新規)</p>	<p>(新規)</p>	<p>(新規)</p>	<p>(新規)</p>

百第令 三									
(一)		～二二二二		～一三三三		～二二二二		～三三三三	
煙可動防壁		能の装調圧力 性の置整力		況付装圧 け置の力 の取調		圍装圧 の置の力 の周調		観の装調圧 外の置整力	
手動降下	装置の作 動の状況	装置の作 動の状況	装置の作 動の状況	装置の作 動の状況	装置の作 動の状況	装置の作 動の状況	装置の作 動の状況	装置の作 動の状況	装置の作 動の状況
作動の状況を確認する	作動の状況を確認する	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。
連動して作動しない	片手で容易に操作でき ないこと。	扉の閉鎖と連動して 開放しないこと。	取付けが堅固でない こと又は著しい腐食 損傷等があること	周囲に空気の流れを 妨げる障害物がある こと。	性能に影響を及ぼす 修繕等が行われてい ない場合を除く。	かつ、階避難安全 性能又は全館避難安全 性能に及ぼす影響を 及ぼす修繕等が行わ れていない場合を除く。	の規定が適用され、 かつ、階避難安全 性能又は全館避難安全 性能に及ぼす影響を 及ぼす修繕等が行わ れていない場合を除く。	ただし、令第二百十 九条第一項又は第九 十九条第二項又は第 九十九条第三項又は 第九十九条第四項の 規定に適合しないこ と。	平成二十八年国土交 通省告示第六百九十 六号第五号ハの規定 に適合しないこと。

百第令 三									
(一)									
煙可動防壁									
手動降下	装置の作 動の状況								
作動の状況を確認する	作動の状況を確認する	(新規)							
連動して作動しない	片手で容易に操作でき ないこと。								

源電備予 四			等室居るす定規に項一第二の条六十二				
三	二	一	六	五	四	三	二
置装電発用家自							
況の置電用自			状等装発家				
のび発 状原電 況動機 機及	発電 容量 の	の貫防電自 状通火機家 況措区室用 置画の発	の態びる 状の作制に 況監動御お 視状及け	区壁可 画の動防 防防防 煙煙煙	壁可 の動防 材防 質煙	動に煙 のよ感 状の知 況連器	状る装 連置 動のよ
認目 す視 。又 は触 診に より 確	備す の計 容量と を同書 に等 に防に 災より 設確認	目視 により 確認 する。	認御 す及 。び 作動 の状 況を 確制	目視 により 確認 する。	目視 により 確認 する。	。作 動の 状 況を 確認 する	。
動損の器堅端 機が表盤固子 若示若で部の しくランしな くコンくい締 は又等制め付 燃料はに御とけ タ原破盤計が	ない三 十分 以上 運 転で き	が措道電 ある置等 こと欠防 。損火及 。又区画 は換 脱貫氣 落通風	。を制中 確御又管理 認は作室 でき動にお ないの状 こと況	果煙脱 がの落 ない流 こと動 。妨は げ欠 る損 効有 り	。不 燃材 料で ない こと	。連 動し て作 動し ない こと	。こ と。

源電備予 四			等室居るす定規に項一第二の条六十二				
三	二	一	六	五	四	三	二
置装電発用家自							
外置電用自			観の装発家				
のび発 状原電 況動機 機及	発電 容量 の	の貫防電自 状通火機家 況措区室用 置画の発	の態びる 状の作制に 況監動御お 視状及よ	区壁可 画の動防 防防防 煙煙煙	壁可 の動防 材防 質煙	動に煙 のよ感 状の知 況連器	状る装 連置 動のよ
認目 す視 。又 は触 診に より 確	備す の計 容量と を同書 に等 に防に 災より 設確認	目視 により 確認 する。	。作 動の 状 況を 確認 する	目視 により 確認 する。	目視 により 確認 する。	。作 動の 状 況を 確認 する	。
動損の器堅端 機が表盤固子 若示若で部の しくランしな くコンくい締 は又等制め付 燃料はに御とけ タ原破盤計が	ない三 十分 以上 運 転で き	が措道電 ある置等 こと欠防 。損火及 。又区画 は換 脱貫氣 落通風	。を制中 確御又管理 認は作室 でき動にお ないの状 こと況	果煙脱 がの落 ない流 こと動 。妨は げ欠 る損 効有 り	。不 燃材 料で ない こと	。連 動し て作 動し ない こと	。こ と。

八	七	六	五	四
---	---	---	---	---

計器類及び ランプの 指示灯の 状況	燃料及び 冷却水の 漏洩状況	セル始動 用蓄電池 及び電解 液の接続 状況	空気槽の 圧力	潤滑油、 冷却水の 状況	燃料油、 冷却水及 び潤滑油 の状況	
目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。 電圧計により蓄電池電圧を測定する。	圧力計を目視により確認する。 聴診確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	
発電機盤、自動制御盤等の計器類、スイッチ類等に指示不良若しくは損傷があること又は運転表示ランプ類が点灯しないこと。	配管類の接続部に漏洩等があること。	電圧が定格電圧以下であること、電圧表示が正常量に示され、電圧計に異常な表示がないこと、電圧計の表示値と電圧計の指示値とが一致すること、電圧計の表示値と電圧計の指示値とが一致すること、電圧計の表示値と電圧計の指示値とが一致すること。	圧力計を目視により確認する。 聴診確認する。	潤滑油、冷却水の状況を確認する。	燃料油、冷却水及び潤滑油の状況を確認する。	タンクの周囲に油漏れ等があること。

七	六	五	四
---	---	---	---

(新規)	燃料及び 冷却水の 漏洩状況	セル始動 用蓄電池 及び電解 液の接続 状況	空気槽の 圧力	潤滑油、 冷却水の 状況	燃料油、 冷却水及 び潤滑油 の状況	
(新規)	目視により確認する。	電解液を目視により確認する。 電圧計により蓄電池電圧を測定する。	圧力計を目視により確認する。 聴診確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	
	配管類の接続部に漏洩等があること。	電圧が定格電圧以下であること、電圧表示が正常量に示され、電圧計に異常な表示がないこと、電圧計の表示値と電圧計の指示値とが一致すること、電圧計の表示値と電圧計の指示値とが一致すること、電圧計の表示値と電圧計の指示値とが一致すること。	圧力計を目視により確認する。 聴診確認する。	潤滑油、冷却水の状況を確認する。	燃料油、冷却水及び潤滑油の状況を確認する。	タンクの周囲に油漏れ等があること。

五十一	四十一	三十一	二十一	十一	一	九
-----	-----	-----	-----	----	---	---

自家発電装置の性能		絶縁抵抗	接地線の接続状況	室内設置状況	自家発電装置の状況	
運転状況	始動状況	電源の切替	絶縁抵抗計により測定	目視により確認する。	目視又は触診により確認する。	
より目視、聴診又は触診に確認すること。	作動の状況を確認すること。	作動の状況を確認すること。	測定結果が電気設備に関する技術基準を定める省令（平成二十九年通商産業省令第五十二号）第五十八条の規定値を下回っていること。	接続端子部に緩み又は著しい腐食があること。	室温が摂氏四十度を超えていること。又は排気ファンが単独で動作して電機と連動して運転できないこと。	基礎架台の取付けが堅固でないこと。又は腐食、損傷等があること。

四十一	三十一	二十一	十一	一	九	八
-----	-----	-----	----	---	---	---

自家発電装置の性能		絶縁抵抗	接地線の接続状況	室内設置状況	自家発電装置の状況	
運転状況	始動及び停止の状況	電源の切替	絶縁抵抗計により測定	目視により確認する。	目視又は触診により確認する。	
より目視、聴診又は触診に確認すること。	作動の状況を確認すること。	作動の状況を確認すること。	測定結果が電気設備に関する技術基準を定める省令（平成二十九年通商産業省令第五十二号）第五十八条の規定値を下回っていること。	接続端子部に緩み又は著しい腐食があること。	室温が摂氏四十度を超えていること。又は排気ファンが単独で動作して電機と連動して運転できないこと。	基礎架台の取付けが堅固でないこと。又は腐食、損傷等があること。

十二	九十	八十	七	六	五
直結エンジン					
直結エンジンの外觀					
セル始動用の蓄電池の接続	潤滑油、冷却水の状況	直結エンジンの設置状況	(削除)	コンプレッサ、燃料ポンプ、水の補充状況	排気の状態
目視により確認する。電圧計により蓄電池電圧を測定する。	目視により確認する。	目視又は触診により確認する。		作動の状況を確認する。	目視により確認する。
電圧が定格電圧以下であること、電圧表示が正常であることを確認する。	潤滑油が十分にあること、冷却水が十分にあること、燃料タンクが十分貯蔵されていること。	据付けが堅固でないこと、アースが腐食していないこと、十分な換気が行われていること。		運転中に異常な音又は振動があること。	排気管、消音器等の損傷、排気漏れがあること。

十二	九十	八十	七	六	五
直結エンジンの排煙機					
直結エンジンの外觀					
セル始動用の蓄電池の接続	潤滑油、冷却水の状況	直結エンジンの設置状況	計器類及びランプの状況	コンプレッサ、燃料ポンプ、水の補充状況	排気の状態
電解液を目視により確認する。電圧計により蓄電池電圧を測定する。	目視により確認する。	目視又は触診により確認する。	目視により確認する。	作動の状況を確認する。	目視により確認する。
電圧が定格電圧以下であること、電圧表示が正常であることを確認する。	潤滑油が十分にあること、冷却水が十分にあること、燃料タンクが十分貯蔵されていること。	据付けが堅固でないこと、アースが腐食していないこと、十分な換気が行われていること。	発電機盤、自動制御盤等の計器類、スイッチ類等に指示不良若しくは損傷があること又は運転表示ランプ類が点灯しないこと。	運転中に異常な音又は振動があること。	排気管、消音器等の損傷、排気漏れがあること。

三	六	五	四	三	二	一	
---	---	---	---	---	---	---	--

直結性							
運転状況	始動及び停止の状況	絶縁抵抗	接地線の接続の状況	Vベルト	給気管及び排気管の状況	計器類及びランプ類の指示の状況	状況
より聴診、触診又は目視に確認	目視により確認する。	絶縁抵抗計により測定する。	目視により確認する。	目視又は触診により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	
異常な振動等がある	正常に動作しないこと又は停止できないこと又は排煙口の開放と連動して直結エンジンが動作しないこと。	測定結果が電気設備に関する技術基準を定める省令第58条の規定値を下回っていること。	接続端子部に緩み又は著しい腐食があること。	ベルトに損傷若しくは裂があること又はたわみが大きいこと。	変形、損傷、亀裂等があること。	制御盤等の計器類、スイッチ類等に指示不良若しくは損傷があること又は運転表示ランプ類が点灯しないこと。	ルとの接続部に緩みと。液漏れ等があること。

三	五	四	三	二	一		
---	---	---	---	---	---	--	--

直結性							
運転状況	始動及び停止の状況	絶縁抵抗	接地線の接続の状況	Vベルト	給気管及び排気管の状況		状況
より聴診、触診又は目視に確認する。	目視により確認する。	絶縁抵抗計により測定する。	目視により確認する。	目視又は触診により確認する。	目視により確認する。	(新規)	
異常な振動等がある	正常に動作しないこと又は停止できないこと又は排煙口の開放と連動して直結エンジンが動作しないこと。	測定結果が電気設備に関する技術基準を定める省令第58条の規定値を下回っていること。	接続部に緩み又は著しい腐食があること。	ベルトに損傷若しくは裂があること又はたわみが大きいこと。	変形、損傷、き裂等があること。		ルとの接続部に緩みと。漏液等があること。

の形置別源電、池電蓄の形蔵内池電 二				具器明照 一		別表第三
(分電盤)	(三)照度	(二)予備電源	(一)予備電源	(一)非常用器具	(イ)検査項目	
非常用電	照度の状況	予備電源の性能	への切替器具の点灯状況	等ランプ	(ロ)検査事項	
目視により確認する。	避難上必要となる部分のうち最も暗い部分の水平床面において低照度測定用照度計により測定する。	点灯時間を確認する。	作動の状況を確認する。	目視により確認する。	(ハ)検査方法	認する。
非常用の照明装置で	昭和四十五年建設省告示第八百三十号第四の規定に適合しないこと。	昭和四十五年建設省告示第八百三十号第三号の規定に適合しないこと。	昭和四十五年建設省告示第八百三十号第三号の規定に適合しないこと。	昭和四十五年建設省告示第八百三十号第一号の規定に適合しないこと。	(ニ)判定基準	こと。

の形置別源電、池電蓄の形蔵内池電 二				具器明照 一		別表第三
(分電盤)	(三)照度	(二)予備電源	(一)予備電源	(一)非常用器具	(イ)検査項目	
非常用電	照度の状況	予備電源の性能	への切替器具の点灯状況	等ランプ	(ロ)検査事項	計器類及びランプ類の指示
目視により確認する。	避難上必要となる部分のうち最も暗い部分の水平床面において低照度測定用照度計により測定する。	点灯時間を確認する。	作動の状況を確認する。	目視により確認する。	(ハ)検査方法	目視により確認する。
非常用の照明装置で	昭和四十五年建設省告示第八百三十号第四の規定に適合しないこと。	昭和四十五年建設省告示第八百三十号第三号の規定に適合しないこと。	昭和四十五年建設省告示第八百三十号第三号の規定に適合しないこと。	昭和四十五年建設省告示第八百三十号第一イ、ロ、ハ又はニの規定に適合しないこと。	(ニ)判定基準	と。

蓄の形置別源電 五		池電蓄の形蔵内池電 四					
二(一)	一(一)	二(一)	一(一)	六(一)	五(一)		
池電蓄		ラビ配 ン充線 プ電及		路切 替回			
況の池蓄 状貯電							
の蓄 換電池 気室の	状通画の蓄 況措等防電 置の火池 の貫区室	況確用器照 保回具明非 の路の兼常 状の専用用 及	のブ充 状の電 況点ラ 灯ン	況替場置用備蓄 え合併発と電池 のの用電自池 状切の装家設	えへ電源常 のの池か用 状切設ら 況替備蓄電	。分び蔽状熱配 を埋部況処線 除設分(理の耐 く部及隠の耐	
より 室内の 測定温 度を 温度計 に	目 視に より 確認 する。	目 視に より 確認 する。	目 視に より 確認 する。	作 動ま での 時間 を確 認 す る。	。作 動の 状況 を確 認 す る。		
超室 え温 が撰 氏四 十度 を	い号の又項令 こと二は若第百 の規の二は若第 定五第百は第 に第一二第 適項十 合し九 な七条項	ない第告昭 こと二示和 の規第千四 定八百五 に三 適十 合号	点して点 灯ても滅 し充ス ない電イ ことラッ 。ンチ 。プを切 断	ない第告昭 こと三示和 の規第千四 定八百五 に三 適十 合号	ない第告昭 こと三示和 の規第千四 定八百五 に三 適十 合号		

蓄の形置別源電 五		池電蓄の形蔵内池電 四					
二(一)	一(一)	二(一)	一(一)	六(一)	五(一)		
池電蓄		ラビ配 ン充線 プ電及		路切 替回			
観の池蓄 外屋電							
況換 気 の 状	状通画の蓄 況措等防電 置の火池 の貫区室	況確用器照 保回具明非 の路の兼常 状の専用用 及	のブ充 状の電 況点ラ 灯ン	況替場置用備蓄 え合併発と電池 のの用電自池 状切の装家設	えへ電源常 のの池か用 状切設ら 況替備蓄電	。分び蔽状熱配 を埋部況処線 除設分(理の耐 く部及隠の耐	
。温 度計 に よ り 測 定 す る	目 視に より 確認 する。	目 視に より 確認 する。	目 視に より 確認 する。	作 動ま での 時間 を確 認 す る。	。作 動の 状況 を確 認 す る。		
超室 え温 が撰 氏四 十度 を	い号の又項令 こと二は若第百 の規の二は若第 定五第百は第 に第一二第 適項十 合し九 な七条項	ない第告昭 こと二示和 の規第千四 定八百五 に三 適十 合号	点して点 灯ても滅 し充ス ない電イ ことラッ 。ンチ 。プを切 断	ない第告昭 こと三示和 の規第千四 定八百五 に三 適十 合号	ない第告昭 こと三示和 の規第千四 定八百五 に三 適十 合号		

備設水排び及備設管配の用料飲 一				項目検査
四	三	二	一	
く分埋分隠配び配飲 を設及蔽管排管料 除部び部(水及用)				項目検査
取付手の状況	継手の状況	配管が貫通する箇所の損傷防止の措置	配管の腐食及び漏水の状況	配管の取付けの状況
目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。
平成十二年建設省告示第三百八十八号	平成十二年建設省告示第三百八十八号	平成十二年建設省告示第三百八十八号	平成十二年建設省告示第三百八十八号	平成十二年建設省告示第三百八十八号
が配管に腐食又は漏水があること。				適合しないこと。

別表第四

備設水排び及備設管配の用料飲 一			項目検査
七十	六十	五十	
の類等の状況			項目検査
コンプレッサー、ポンプ、燃焼ボイラ等の動作状況	排気管の状況	等の状況	
目視により確認する。	目視により確認する。	より確認する。	
運転時に異常音、異様な振動等があること。	排気管、消音器等の変形、損傷、き裂等による排気漏れがあること。	動等があること。	

備設水排び及備設管配の用料飲 一				項目検査
四	三	二	一	
く分埋分隠配び配飲 を設及蔽管排管料 除部び部(水及用)				項目検査
取付手の状況	継手の状況	配管が貫通する箇所の損傷防止の措置	配管の腐食及び漏水の状況	配管の取付けの状況
目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。
平成十二年建設省告示第三百八十八号	平成十二年建設省告示第三百八十八号	平成十二年建設省告示第三百八十八号	平成十二年建設省告示第三百八十八号	平成十二年建設省告示第三百八十八号
が配管に腐食又は漏水があること。				適合しないこと。

別表第四

備設水排び及備設管配の用料飲 一			項目検査
七十	六十	五十	
の類等の状況			項目検査
コンプレッサー、ポンプ、燃焼ボイラ等の動作状況	排気管の状況	等の状況	
目視により確認する。	目視により確認する。	より確認する。	
運転時に異常音、異様な振動等があること。	排気管、消音器等の変形、損傷、き裂等による排気漏れがあること。	があること。	

二								
一(一十(十(九(八(七(六(五(
の飲料水								
給水のタンク等の設置状況	給湯管及び膨張管の設置状況	止水の状況	ウオータハンマ	止水弁の設置状況	飲料水系統配管の汚染防止措置状況	配管の支持金物	防火区画等の貫通の状況	保温措置の状況
目視により確認するとともに、必要に応じて	目視により確認する。		目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。
昭和五十五年建設省告示第千五百九十七号	平成十二年建設省告示第千三百八十八号第四号の規定に適合しないこと。		昭和五十五年建設省告示第千五百九十七号第一号イの規定に適合しないこと。	昭和五十五年建設省告示第千五百九十七号第一号ロの規定に適合しないこと。	令第二百二十九条の二第五号第二項第一号又は第二号の規定に適合しないこと。	平成十二年建設省告示第千三百八十八号第四号の規定に適合しないこと。	令第二百二十九条の二第五号第一項第二号又は第七号の規定に適合しないこと。	令第二百二十九条の二第五号第一項第五号又は第二項第四号の規定に適合しないこと。

二								
一(一十(十(九(八(七(六(五(
の飲料水								
給水のタンク等の設置状況	給湯管及び膨張管の設置状況	止水の状況	ウオータハンマ	止水弁の設置状況	飲料水系統配管の汚染防止措置状況	配管の支持金物	防火区画等の貫通の状況	保温措置の状況
目視により確認するとともに、必要に応じて	目視により確認する。		目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。
昭和五十五年建設省告示第千五百九十七号	平成十二年建設省告示第千三百八十八号第四号の規定に適合しないこと。		昭和五十五年建設省告示第千五百九十七号第一号イの規定に適合しないこと。	昭和五十五年建設省告示第千五百九十七号第一号ロの規定に適合しないこと。	令第二百二十九条の二第五号第二項第一号又は第二号の規定に適合しないこと。	平成十二年建設省告示第千三百八十八号第四号の規定に適合しないこと。	令第二百二十九条の二第五号第一項第二号又は第七号の規定に適合しないこと。	令第二百二十九条の二第五号第一項第五号又は第二項第四号の規定に適合しないこと。

備設管配の水 料飲							
八	七	六	五	四	三	二	
む。環備給 ポを湯 ン含循設							プ水び。とク水下水及タ ポに。い等タ。タびン ン給並う。ン給以ン貯ク
取付 けの の	給湯設備 の状況	給水の 状況	給水の 状況	給水の 状況	給水の 状況	給水の 状況	給水の 状況
目視又は触診により確認する。	目視により確認する。	目視又は触診により確認する。	目視又は触診により確認する。	目視又は触診により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。
平成十二年建設省告示第百八十八号に適合しないこと。							

備設管配の水料飲							
七	六	五	四	三	二		
む。環備給 ポを湯 ン含循設							プ水び。とク水下水及タ ポに。い等タ。タびン ン給並う。ン給以ン貯ク
取付 けの の	給湯設備 の状況	給水の 状況	給水の 状況	給水の 状況	給水の 状況	給水の 状況	給水の 状況
目視又は触診により確認する。	(新規) 目視により確認する。	目視又は触診により確認する。	目視又は触診により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。
平成十二年建設省告示第百八十八号に適合しないこと。							

備設水排 三						
四	三	二	一	二	三	四
排水槽						
排水ポンプの設置状況	排水漏れの状況	排水槽の状況	排水槽の大きさ	ガス湯沸かし器及び給排気部の構造	給湯設備及び腐食の水漏れ状況	ガス湯沸かし器の状況
目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視又は触診により確認する。
取付けが堅固でないこと又は著しい腐食損傷等があること	漏れがあること。	昭和五十年建設省告示第五百九十七号に適合しないこと。	昭和五十年建設省告示第九十七号に適合しないこと。	昭和四十五年建設省告示第八百二十六号第四号若しくは第三号の規定に適合しないこと又は腐食若しくは漏水があること。	本体に腐食又は漏水があること。	平成十二年建設省告示第八号第五号又は第八号に適合しないこと又は火災危険物の燃焼位置に燃焼物があること。

備設水排 三						
	三	二	一	二	三	四
排水槽						
	排水漏れの状況	排水槽の状況	排水槽の大きさ	ガス湯沸かし器及び給排気部の構造	給湯設備及び腐食の水漏れ状況	ガス湯沸かし器の状況
(新規)	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	目視又は触診により確認する。	目視により確認する。	目視又は触診により確認する。
	漏れがあること。	昭和五十年建設省告示第五百九十七号に適合しないこと。	昭和五十年建設省告示第九十七号に適合しないこと。	昭和四十五年建設省告示第八百二十六号第四号若しくは第三号の規定に適合しないこと又は腐食若しくは漏水があること。	本体に腐食又は漏水があること。	平成十二年建設省告示第八号第五号又は第八号に適合しないこと又は火災危険物の燃焼位置に燃焼物があること。

一四	一三	一二	一一	一〇	九	八	七
排水用配水管（中道を含む）							
消毒装置	雑用水タ ポタ ンク の等 の状 況	雑用水タ ポタ ンク の等 の状 況	配管の標 識等	雑用水給 水の状 況	雑用水の 用途	排水用配 管の予 備力及 電源の 状況	地下街の 非常用 排水設 備の状 況
目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	雑用水に着色等を行う。目視等により確認する。	作動の状況を確認する。	水圧計により測定する。とともに、作動の状況を確認する。
と。消毒液が機能しないこと、装置が機能しないこと。	取付けが堅固でないこと、腐食、損傷等があること。	昭和三十五年建設省告示第五百九十七号に適合しないこと。	昭和三十五年建設省告示第五百九十七号に適合しないこと。	昭和三十五年建設省告示第六号の二に適合しないこと。	昭和三十五年建設省告示第六号の七に適合しないこと。	昭和三十四年建設省告示第七百三十号又は第四号の規定に適合しないこと。	運転中に異常な音、異常な振動等があること、又は定格水圧がないこと。

一四	一三	一二	一一	一〇	九	八	七
排水用配水管（中道を含む）							
消毒装置	雑用水タ ポタ ンク の等 の状 況	雑用水タ ポタ ンク の等 の状 況	配管の標 識等	雑用水給 水の状 況	雑用水の 用途	排水用配 管の予 備力及 電源の 状況	地下街の 非常用 排水設 備の状 況
目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	雑用水に着色し、目視により確認する。	作動の状況を確認する。	(新規)
と。消毒液が機能しないこと、装置が機能しないこと。	取付けが堅固でないこと、腐食、損傷等があること。	昭和三十五年建設省告示第五百九十七号に適合しないこと。	昭和三十五年建設省告示第五百九十七号に適合しないこと。	昭和三十五年建設省告示第六号の二に適合しないこと。	昭和三十五年建設省告示第六号の七に適合しないこと。	昭和三十四年建設省告示第七百三十号又は第四号の規定に適合しないこと。	

他のそ							
具器生衛							
管水排							
器集阻							
プツラト水排							
のの衛							
状取生							
況付器							
け具							
のの衛							
状取生							
況付器							
け具							
目視により確認する。							
昭和第五十年建設省告示第二千五百九十七号							

他のそ							
具器生衛							
管水排							
器集阻							
プツラト水排							
のの衛							
状取生							
況付器							
け具							
のの衛							
状取生							
況付器							
け具							
目視により確認する。							
昭和第五十年建設省告示第二千五百九十七号							

(略)	(略)	(略)		
(4)	(略)	各室の給気口及び排気口の取付けの状況		
(略)			(略)	
(7)	(略)	給気機又は排気機の設置の状況		
(略)			(略)	
(略)	(略)	機械換気設備(中央管理方式の空気調和設備を含む。)の性能	(略)	
(1)			中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況	
(略)	(略)	中央管理方式の空気調和設備の性能	(略)	
(略)			(略)	
2	換気設備を設けるべき調理室等			
(略)	(略)	自然換気設備及び機械換気設備		
(5)			給気口、給気筒、排気口、排気フード及び煙突の設置の状況	
(略)	(略)			
(略)	(略)			

(略)	(略)	(略)		
(4)	(略)	給気口、排気口及び居室内の空気の取り入れ口の取付けの状況		
(略)			(略)	
(7)	(略)	給気機及び排気機の設置の状況		
(略)			(略)	
(略)	(略)	機械換気設備(中央管理方式の空気調和設備を含む。)の性能	(略)	
(1)			中央管理方式による制御及び作動状態の監視の状況	
(略)	(略)	中央管理方式の空気調和設備の性能	(略)	
(略)			(略)	
2	換気設備を設けるべき調理室等			
(略)	(略)	自然換気設備及び機械換気設備		
(5)			給気口、給気筒、排気口、排気フード及び煙突の機能確保の状況	
(略)	(略)			
(略)	(略)			

(1 0)	機械換気設備	煙突に連結した排気筒及び半密閉式瞬間湯沸器等の設置の状況	
(1 1)		換気扇による換気の様況	
(1 2)		給気機又は排気機の設置の様況	
(1 3)		機械換気設備の換気量	
3	法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室 (略)		

(1 0)	機械換気設備	排気筒に設ける防火ダンパーの設置の様況	
(1 1)		換気扇による換気の様況	
(1 2)		(新規)	
(1 2)		機械換気設備の換気量	
3	法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室 (略)		

- (注意)
- ①～⑩ (略)
- ⑪ 1 (10) 「各室の換気量」については、法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室(換気設備を設けるべき調理室等を除く。)の換気状況評価表(別表1)を添付してください。
- ⑫ 2 (12) 「機械換気設備の換気量」については、換気設備を設けるべき調理室等の換気風量測定表(別表2)を添付してください。
- ⑬ 4 「上記以外の検査項目等」は、第2ただし書の規定により特定行政庁が検査項目等を追加したとき又は第2第2項の規定により検査方法を記載した図書があるときに、特定行政庁が追加した検査項目等又は第2第2項に規定する図書に記載されている検査項目等を追加し、⑤から⑨に準じて検査結果等を記入してください。なおこれらの項目等がない場合は、4は削除して構いません。
- ⑭ (略)
- ⑮ 要是正とされた検査項目等(既存不適格の場合を除く。)については、要是正とされた部分を撮影した写真を別添の様式に従い添付してください。

- (注意)
- ①～⑩ (略)
- ⑪ 1 (9) から(11) 「居室等の機械換気設備の性能(中央管理方式の空気調和設備を含む。)」については、法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室(換気設備を設けるべき調理室等を除く。)の換気状況評価表(別表1)を添付してください。
- ⑫ 2 (10) から(12) 「機械換気設備」については、換気設備を設けるべき調理室等の換気風量測定表(別表2)を添付してください。
- ⑬ 4 「上記以外の調査項目等」は、第2ただし書の規定により特定行政庁が検査項目等を追加したとき又は第2第2項の規定により検査方法を記載した図書があるときに、特定行政庁が追加した検査項目等又は第2第2項に規定する図書に記載されている検査項目等を追加し、⑤から⑨に準じて検査結果等を記入してください。なおこれらの項目等がない場合は、4は削除して構いません。
- ⑭ (略)
- ⑮ 要是正とされた検査項目等(既存不適格の場合を除く。)については、要是正とされた部分を撮影した写真を別添の様式に従い添付してください。

別記第二号
(排煙設備)

検査結果表

(略)

別記第二号
(排煙設備)

検査結果表

(略)

番号	検査項目等	(略)
1	令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降ロビー、令第126条の2第1項に規定する居室等	(略)
(略)	排煙機	排煙機の性能
(3)	煙排出口の設置の状況	
(4)	煙排出口の周囲の状況	
(5)	屋外に設置された煙排出口への雨水等の防止措置の状況	
(略)	排煙機の性能	排煙機の外観
(10)	中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況	
(略)	排煙口	機械排煙設備の排煙口の外観
(15)	手動開放装置の操作方法の表示の状況	
(略)	機械排煙設備の排煙口の性能	
(19)	中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況	
(略)		
(略)	機械排煙設備の排煙風道	

番号	検査項目等	(略)
1	令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降ロビー、令第126条の2第1項に規定する居室等	(略)
(略)	排煙機	排煙機の性能
(3)	煙排口の設置の状況	
(4)	煙排口の周囲の状況	
(5)	屋外に設置された煙排口への雨水等の防止措置の状況	
(略)	排煙機の性能	排煙機の外観
(10)	中央管理方式による制御及び作動状態の監視の状況	
(略)	その他	機械排煙設備の排煙口の外観
(15)	手動開放装置操作方法の表示の状況	
(略)	機械排煙設備の排煙口の性能	
(19)	中央管理方式による制御及び作動状態の監視の状況	
(略)		
(略)	機械排煙設備の排煙風道	

(2 4)	隠蔽部分及び埋設部分を除く。)	防煙壁の貫通措置の状況	
(略)		(略)	
(略)	防火ダンパー	(略)	
		(削除)	
		(削除)	
(3 2) 〜(3 5))	特殊な構造の排煙設備の排煙口及び給気口の外觀	(略)	
(3 6)		手動開放装置の操作方法の表示の状況	
(3 7)	特殊な構造の排煙設備の排煙口の性能	(略)	
(3 8)		中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況	
(3 9)		(略)	
(4 0) 〜(4 2))	特殊な構造の給気風道 (隠蔽部分及び埋設部分を除く。)	(略)	
(4 3)		防煙壁の貫通措置の状況	

(2 4)	隠蔽部分及び埋設部分を除く。)	防火区画及び防煙壁の貫通措置の状況	
(略)		(略)	
(略)	防火ダンパー	(略)	
(3 2))		連動型防火ダンパーの熱感知器の位置	
(3 3))		連動型防火ダンパーの熱感知器との連動の状況	
(3 4) 〜(3 7))	特殊な構造の排煙設備の排煙口及び給気口の外觀	(略)	
(3 8)		手動開放装置操作方法の表示の状況	
(3 9)	特殊な構造の排煙設備の排煙口の性能	(略)	
(4 0))		中央管理方式による制御及び作動状態の監視の状況	
(4 1))		(略)	
(4 2) 〜(4 4))	特殊な構造の給気風道 (隠蔽部分及び埋設部分を除く。)	(略)	
(4 5)		防火区画及び防煙壁の貫通措置の状況	

(4) 4) 45 2)	(略)	(略)		
(4) 6) ・) 47 2)	特殊な構造の給排煙設備の性能	(略)	電源を必要とする給気送風機の予備電源による作動の状況	
(4) 8)		(削除)		
(4) 9)		中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況		
(5) 0) ・) 52 2)	(略)	(略)		
2	令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降ロビー	(略)		
(1) ・) 2)	特別避難階段の階段室又は付室及び非常用エレベーターの昇降路又は乗降ロビーに設ける排煙口及び給気口	(略)		
(3) 2)	加圧防排煙設備	排煙風道の劣化及び損傷の状況		
(4) 2)	排煙風道 (隠蔽部分及び埋設部分を除く。)	排煙風道の取付けの状況		
(4) 6) ・) 47 2)	(略)	(略)		
(4) 8) ・) 49 2)	特殊な構造の給排煙設備の性能	(略)	電源を必要とする排煙設備給気送風機の予備電源による作動の状況	
(5) 0)		給気送風機の排煙風量		
(5) 1)		中央管理方式による制御及び作動状態の監視の状況		
(5) 2)	(略)	(略)		
(5) 3) ・) 55 2)		(略)		
2	令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降ロビー	(略)		
(1) ・) 2)	令第123条第3項第1号に規定する付室及び第129条の13の3第3項に規定する乗降ロビーに設ける排煙口及び給気口	(略)		
(新規)		(新規)		
(新規)		(新規)		

給気口の性能	(1) 0	給気口の性能	排煙風道の材質	
	(1) 1	給気口の開放の状況	給気口の周囲の状況	
給気風道 (隠蔽部分及び埋設部分を除く。)	(1) 2	給気風道の劣化及び損傷の状況	給気口の取付けの状況	
	(1) 3	給気風道の取付けの状況	給気口の自動開放装置の設置の状況	
	(1) 4	給気風道の材質	給気口の自動開放装置の操作方の表示の状況	
給気送風機の性能	(1) 5	給気送風機の設置の状況	給気口の開放と連動起動の状況	
	(1) 6	給気風道との接続の状況	給気送風機の作動の状況	
	(1) 7			
	(1) 8			
	(1) 9			

	(新規)	

(1) (9)		電源を必要とする給気送風機の子備電源による作動の状況	
		中央管理室における制御及び状態の監視の状況	
(2) (0)	給気送風機の吸込口	吸込口の設置位置	
		吸込口の周囲の状況	
(2) (2)		屋外に設置された吸込口への雨水等の防止措置の状況	
		遮煙開口部の排出風速性能	
(2) (4)	遮煙開口部の排出風速性能	遮煙開口部の排出風速	
		空気逃し口の大きさ及び位置	
(2) (5)	空気逃し口の外観	空気逃し口の周囲の状況	
		空気逃し口の取付けの状況	
(2) (6)		空気逃し口の作動の状況	
		空気逃し口の外観	
(2) (8)	空気逃し口の外観	圧力調整装置の大きさ及び位置	
		圧力調整装置の周囲の状況	
(2) (9)	圧力調整装置の外観	圧力調整装置の取付けの状況	
		圧力調整装置の作動の状況	
(3) (0)		圧力調整装置の取付けの状況	
		圧力調整装置の作動の状況	
(3) (1)		圧力調整装置の取付けの状況	
		圧力調整装置の作動の状況	
(3) (2)		圧力調整装置の取付けの状況	
		圧力調整装置の作動の状況	

令第126条の2第1項に規定する居室等

3

令第126条の2第1項に規定する居室等

	(略)	可動防煙壁	(略)	
	(6)		中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況	
4	予備電源			
	(略)	自家用発電装置	(略)	
		自家用発電装置の外観	始動用の空気槽の圧力	
	(6)		セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況	
	(7)		燃料及び冷却水の漏洩の状況	
	(8)		計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況	
	(9)		自家用発電装置の取付けの状況	
	(10)		自家用発電機室の給排気の状況 (屋内に設置されている場合に限る。)	
	(11)			
	(12)			
	(13)	自家用発電装置の性能	(略)	
	(14)		始動の状況	

	(略)	可動防煙壁	(略)	
	(6)		中央管理方式による制御及び作動状態の監視の状況	
4	予備電源			
	(略)	自家用発電装置	(略)	
		自家用発電装置の外観	空気槽の圧力	
	(5)		セル始動用蓄電池の電解液及び電気ケーブルの接続の状況	
	(6)		燃料及び冷却水の漏洩の状況	
	(7)			
	(8)		自家用発電装置の取付けの状況	
	(9)		屋内設置の場合の給排気の状況	
	(10)		(略)	
	(11)			
	(12)	自家用発電装置の性能	(略)	
	(13)		始動及び停止の状況	

(1) 5) 7 17 2			(略)
(略)	直結エンジン	直結エンジンの外観	(略)
(2 0)			(削除)
(2 1)			セル始動用蓄電池及び電気ケール の接続の状況
(2 2)			計器類及びランプ類の指示及び点灯の 状況
(2 3) 5)			給気部及び排気管の取付けの状況
(2 5) 9 ・ 27 2		直結エンジンの性能	(略)
(略)	(略)		

(注意)
①～⑩ (略)
⑪ 1 (9) 「排煙機の排煙風量」及び1 (18) 「排煙口の排煙風量」
については、排煙風量測定記録表 (別表3) を添付してください。

(1) 4) 7 16 2			(略)
(1 7)			計器類及びランプ類の指示及び点灯の 状況
(略)	エンジン直結の排煙機	直結エンジンの外観	(略)
(2 0)			セル始動用蓄電池の電解液及び電気ケ ールの接続の状況
(2 1)			給気管及び排気管の取付けの状況
(2 2) 5) 9 ・ 26 2		直結エンジンの性能	(略)
(2 7)			計器類及びランプ類の指示及び点灯の 状況
(略)	(略)		

(注意)
①～⑩ (略)
⑪ 1 (6) から (10) 「排煙機の性能」、1 (16) から (20) 「機械
排煙設備の排煙口の性能」、1 (39) から (41) 「特殊な構造の排煙
設備の排煙口の性能」及び1 (48) から (52) 「特殊な構造の排煙設
備の排煙口の性能」

- ⑫ 1 (37) 「排煙口の排煙風量」については、排煙風量測定記録表（別表3-2）を添付してください。
- ⑬ 2 (24) 「遮煙開口部の排出風速」については、排煙風量測定記録表（別表3-3）を添付してください。
- ⑭ 5 「上記以外の検査項目等」は、第2ただし書の規定により特定行政庁が検査項目等を追加したとき又は第2第2項の規定により検査の方法を記載した図書があるときに、特定行政庁が追加した検査項目等又は第2第2項の規定する図書に記載されている検査項目等⑥から⑨に準じて検査結果等を記入してください。なお、これらの項目等がない場合は、5は削除して構いません。
- ⑮・⑯ (略)

別記第三号

検査結果表
(非常用の照明装置)

(略)

番号	検査項目等	(略)
(略)	(略)	(略)
3	電源別置形の蓄電池及び自家用発電装置	
(略)	配線	(略)
(略)	接続部 (幹線分岐及びボックス内に限る。) の耐熱処理の状況	(略)
(略)	(略)	(略)
4	(略)	(略)
5	電源別置形の蓄電池	

備の給気送風機の性能」については、排煙風量測定記録表（別表3）を添付してください。

(新規)

(新規)

- ⑫ 5 「上記以外の調査項目等」は、第2ただし書の規定により特定行政庁が検査項目等を追加したとき又は第2第2項の規定により検査の方法を記載した図書があるときに、特定行政庁が追加した検査項目等又は第2第2項の規定する図書に記載されている検査項目等⑥から⑨に準じて検査結果等を記入してください。なお、これらの項目等がない場合は、⑤は削除して構いません。
- ⑮・⑯ (略)

別記第三号

検査結果表
(非常用の照明装置)

(略)

番号	検査項目等	(略)
(略)	(略)	(略)
3	電源別置形の蓄電池及び自家用発電装置	
(略)	配線	(略)
(略)	接続部 (ただし幹線分岐及びボックス内に限る。) の耐熱処理の状況	(略)
(略)	(略)	(略)
4	(略)	(略)
5	電源別置形の蓄電池	

(略)	蓄電池	蓄電池等の状況	(略)	
(2)		蓄電池室の換気状況		
(略)		(略)		
(略)		(略)		
6	自家用発電装置			
(略)	自家用発電装置	自家用発電装置等の状況	(略)	
(5)		始動用の空気槽の圧力		
(6)		セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況		
(略)		(略)		
(10)		自家用発電機室の給排気状況 (屋内に設置されている場合に限る。)		
(略)		(略)		
(略)	自家用発電装置	自家用発電装置等の性能	(略)	
(14)		始動の状況		
(略)		(略)		
(略)				

(略)	蓄電池	蓄電池室の外観	(略)	
(2)		換気状況		
(略)		(略)		
(略)		(略)		
6	自家用発電装置			
(略)	自家用発電装置	自家用発電装置の外観	(略)	
(5)		空気槽の圧力		
(6)		セル始動用蓄電池の電解液及び電気ケーブルの接続の状況		
(略)		(略)		
(10)		給排気状況 (屋内に設置されている場合に限る。)		
(略)		(略)		
(略)	自家用発電装置	自家用発電装置等の性能	(略)	
(14)		始動及び停止の状況		
(略)		(略)		
(略)				

(注意)

①～③ (略)

④ 検査対象建築物に非常用の照明装置がない場合は、この様式は省略して構いません。

⑤～⑪ (略)

⑫ ⑦ 「上記以外の検査項目等」は、第2ただし書の規定により特定行政庁が検査項目等を追加したとき又は第2第2項の規定により検査の方法を記載した図書があるときに、特定行政庁が追加した検査項目等又は第2第2項の規定する図書に記載されている検査項目等、これら⑬・⑭ (略)

別記第四号

検査結果表

(給水設備及び排水設備)

(略)

番号	検査項目等	(略)
(略)	(略)	(略)
2	飲料水の配管設備	
(略)	(略)	(略)
(6)	飲料用の給水タンク及び貯水タンク等(以下「給水タンク等」という。)並びに給水ポンプ	給水タンク及びポンプ等の取付けの状況
(7)		給水タンク等の内部の状況
(8)	(略)	(略)
(11)		
3	排水設備	

(注意)

①～③ (略)

④～⑩ (略)

⑪ ⑦ 「上記以外の調査項目等」は、第2ただし書の規定により特定行政庁が検査項目等を追加したとき又は第2第2項の規定により検査の方法を記載した図書があるときに、特定行政庁が追加した検査項目等又は第2第2項の規定する図書に記載されている検査項目等、これら⑫・⑬ (略)

別記第四号

検査結果表

(給水設備及び排水設備)

(略)

番号	検査項目等	(略)
(略)	(略)	(略)
2	飲料水の配管設備	
(略)	(略)	(略)
(6)	飲料用の給水タンク及び貯水タンク等(以下「給水タンク等」という。)並びに給水ポンプ	給水タンク及びポンプ等の取付けの状況
(7)		
(11)	(略)	(略)
3	排水設備	

(略)	(略)	(略)	(略)
(3)	排水漏れの状態	(略)	(略)
(4)	排水ポンプの設置の状態	排水ポンプの運転の状態	(新規)
(5)			(新規)
(6)		(略)	(略)
(7)	(略)	(略)	(略)
(1)	その他	(略)	(略)
(2)	(略)	排水管	(略)
(1)			間接排水の状態
(5)			通気開口部の状況
(1)			通気管の状況
(2)			
(0)			
(2)	通気管	通気開口部の状況	通気管の状況
(1)			間接排水の状態
(2)			
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(3)	排水漏れの状態	(略)	(略)
(4)			(新規)
(5)			(新規)
(9)			(略)
(1)	その他	(略)	(略)
(0)			間接排水の状態
(1)			通気開口部の状況
(3)			通気管の状況
(1)			
(1)			
(8)			
(1)	排水管	通気開口部の状況	通気管の状況
(9)			間接排水の状態
(1)			
(2)			
(0)			
(略)	(略)	(略)	(略)

(注意)

①～③ (略)

④ 検査対象建築物に給水設備及び排水設備がない場合は、この様式は省略して構いません。

⑤～⑪ (略)

⑫ 4 「上記以外の検査項目等」は、第2ただし書の規定により特定行政庁が検査項目等を追加したときに、特定行政庁が追加した検査項目等又は第2第2項の規定する図書に記載されている検査項目等⑥から⑨に準じて検査結果等を記入して構いません。なお、これらの項目等がない場合は、4は削除して構いません。

⑬・⑭ (略)

(注意)

①～③ (略)

④～⑩ (略)

⑪ 4 「上記以外の調査項目等」は、第2ただし書の規定により特定行政庁が検査項目等を追加したときに、特定行政庁が追加した検査項目等又は第2第2項の規定する図書に記載されている検査項目等⑥から⑨に準じて検査結果等を記入して構いません。なお、これらの項目等がない場合は、4は削除して構いません。

⑫・⑬ (略)

別表1 法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室（換気設備を設けるべき調理室等を除く。）の換気状況評価表（A4）

測定年月日	測定機器 メーカー名	型式番号等				
階	室名 *注1	必要換気量 (m³/h)	換気方式	換気設備機種名 *注1	換気状況の評価 *注2	判定
			一種 ・ 二種 ・ 三種			指摘なし・要是正
			一種 ・ 二種 ・ 三種			指摘なし・要是正
			一種 ・ 二種 ・ 三種			指摘なし・要是正
			一種 ・ 二種 ・ 三種			指摘なし・要是正
			一種 ・ 二種 ・ 三種			指摘なし・要是正
			一種 ・ 二種 ・ 三種			指摘なし・要是正
			一種 ・ 二種 ・ 三種			指摘なし・要是正
			一種 ・ 二種 ・ 三種			指摘なし・要是正
			一種 ・ 二種 ・ 三種			指摘なし・要是正
			一種 ・ 二種 ・ 三種			指摘なし・要是正

~~注1) 中央式空調設備などで、複数室の外気取り入れをまとめて行い、それらを一括して評価する場合は、まとまりを構成する複数の室名を記入する。~~

~~注1) 室ごとに単独の換気扇がある場合など、換気設備が特定されている場合は、その名称を記入する。~~

~~注2) 「換気状況の評価」欄には、外気取り入れ口における風量測定を行うことが最も確実であり、換気量測定を行った場合は、その測定結果を記入する。~~

~~これに代わる方法として、各室の二酸化炭素濃度の測定を行い、居住者数と測定値に矛盾がないか確認する以下の確認等を行った場合には、その結果を記入する。~~

~~・各室の二酸化炭素濃度の測定を行い、居住者数と測定値に矛盾がないか確認する。~~

~~・外気取り入れ送風機の電流値を測定し、定格値と比較して矛盾がないか確認する。~~

~~・中央制御盤等で、取り入れ外気量のモニターを行っている場合は、その計測結果に問題がないか確認する。~~

~~・個別の換気設備では、その運転状況、フィルターの目詰まり状況、清掃状況などの目視確認を行い、問題点がないか確認する。~~

別表2 換気設備を設けるべき調理室等の換気風量測定表 (A4)

測定年月日			測定機器 メーカー名			型式番号等		
室番(場所)	使用器具	発熱量(kW)	換気型式(n)	必要換気量 (m ³ /h)	開口面積 (m ²)	測定風速*注(m/s)	測定風量(m ³ /h)	判定
			40・30・20・2					指摘なし・要是正
			40・30・20・2					指摘なし・要是正
			40・30・20・2					指摘なし・要是正
			40・30・20・2					指摘なし・要是正
			40・30・20・2					指摘なし・要是正
			40・30・20・2					指摘なし・要是正
			40・30・20・2					指摘なし・要是正
			40・30・20・2					指摘なし・要是正
			40・30・20・2					指摘なし・要是正
			40・30・20・2					指摘なし・要是正
			40・30・20・2					指摘なし・要是正
			40・30・20・2					指摘なし・要是正
			40・30・20・2					指摘なし・要是正

注) 「測定風速」欄には、原則として測定した箇所の平均風速を記入する。

別表3 排煙風量測定記録表 (A4) *注1)

測定年月日		測定機器 メーカー名		型式番号等	
1	排煙機系統(機器番号等)	排煙機銘板表示		排煙機の規定風量	
				最大防煙区画面積	$m^2 \times 1 \text{ or } 2 = m^3/min$

排 煙 口						判 定
階	室 名	排煙口面積 (m ²)	測定風速 (m/s) *注2)	測定風量 (m ³ /min)	規定風量 (m ³ /min)	
						指摘なし・要是正
						指摘なし・要是正
						指摘なし・要是正
						指摘なし・要是正

排 煙 機					判 定
排煙機 (番号等)	煙排出口面積 (m ²)	測定風速 (m/s) *注2)	測定風量 (m ³ /min)	規定風量 (m ³ /min)	
					指摘なし・要是正

4	直結エンジン (内燃エンジン) の有無	予備電源又は直結エンジン切り替え
	有 ・ 無	指摘なし ・ 要是正

5	排煙系統図(排煙機と排煙口の対応関係がわかる図を記入すること)

注1) 本記録表は、排煙機系統ごとに記入する。

注2) 「測定風速」欄には、原則として測定した箇所の平均風速を記入する。

~~注2) 原則として、排煙口の風量測定結果により判定を行うが、当該室の諸事情により測定を行うことが困難な場合は、当該排煙機の同一排煙系統で最大区画面積に相当するエントランス、廊下、休止中の会議室等の排煙口を開放防煙した後、排煙機の煙排出口風速のみを測定し判定を行う。~~

注3) 自主点検等による排煙風量測定記録がある場合は、実施時期、測定方法、測定値等が適正であるか否かを判定すること。

別表3-2 排煙風量測定記録表 (A4) 給気式 (特殊な構造の排煙設備)

測定年月日	測定機器 メーカー名	型式番号等
1	給気送風機系統(機器番号等)	給気送風機銘板表示
		給気送風機の性能 (風量)
		m ³ /min

2	排 煙 口					判 定	
	階	室 名	排煙口面積 (m ²)	測定風速 (m/s) *注1)	測定風量 (m ³ /min)		規定風量 (m ³ /min)
							指摘なし・要是正
							指摘なし・要是正
							指摘なし・要是正
							指摘なし・要是正
							指摘なし・要是正

3	直結エンジン (内燃エンジン) の有無	予備電源又は直結エンジン切り替え
	有 ・ 無	指摘なし ・ 要是正

4	排煙系統図 (給気送風機と排煙口の対応関係がわかる図を記入すること)

注1) 「測定風速」欄には、原則として測定した箇所の平均風速を記入する。
 注2) 自主点検等による排煙風量測定記録がある場合は、実施時期、測定方法、測定値等が適正であるか否かを判定すること。

別表 3-3 排煙風量測定記録表 (A4) 加圧式 (加圧防排煙設備)

測定年月日		測定機器 メーカー名		型式番号等	
1	給気送風機系統 (機器番号等)	給気送風機銘板表示	給気送風機の性能 (風量)		
			m ³ /min		

遮煙開口部・空気逃し口							判定
階	室名	空気逃し口の方式* ^{注1)}	測定排出風速* ^{注2)} (m/s)	規定排出風速* ^{注3)} (m/s)	算定式* ^{注3)}	遮煙開口部の高さ(m)	
		1.自然方式 <input type="checkbox"/> 2.機械方式 <input type="checkbox"/> 3.併用方式 <input type="checkbox"/>					指摘なし・要是正
		1.自然方式 <input type="checkbox"/> 2.機械方式 <input type="checkbox"/> 3.併用方式 <input type="checkbox"/>					指摘なし・要是正
		1.自然方式 <input type="checkbox"/> 2.機械方式 <input type="checkbox"/> 3.併用方式 <input type="checkbox"/>					指摘なし・要是正
		1.自然方式 <input type="checkbox"/> 2.機械方式 <input type="checkbox"/> 3.併用方式 <input type="checkbox"/>					指摘なし・要是正

3	直結エンジン (内燃エンジン) の有無	予備電源又は直結エンジン切り替え
	有 ・ 無	指摘なし ・ 要是正

注 1) 「空気逃し口の方式」欄には、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れる。

注 2) 「測定排出風速」欄には、原則として測定した箇所の平均風速を記入する。

注 3) 隣接室を区画する当該区画の仕様及び隣接室の仕様に応じて、規定排出風速Vの算定式を以下の①から③のいずれかを選択し、「算定式」欄に記入する。また、当該算定式により排出風速を算出し、「規定排出風速」欄に記入する。この場合において、Vは排出風速、Hは遮煙開口部の高さを表す。

① $V = 2.7 \sqrt{H}$ ② $V = 3.3 \sqrt{H}$ ③ $V = 3.8 \sqrt{H}$

注 4) 自主点検等による風速測定記録がある場合は、実施時期、測定方法、測定値等が適正であるか否かを判定すること。

4	排煙系統図 (給気送風機と空気逃し口の対応関係がわかる図を記入すること)

